

# 返還猶予又は返還免除を受けることができる 対象施設・事業所等、及び職種の一覧表

平成27年6月26日現在

※1 介護福祉士等修学資金において、返還猶予、又は返還免除の申請ができる施設、事業所等及び職種の範囲は以下の通知に定められています。

「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」(昭和63年2月12日社庶第29号)

「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」(昭和63年2月12日社庶第30号)

※2 介護福祉士等修学資金において、返還猶予、又は返還免除の申請ができるのは、埼玉県内の施設・事業所等です(国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設、国立高度専門医療研究センター、整肢療護園、むらさき愛育園、のぞみの園を含む)。ここには埼玉県内に設置されていない施設・事業所等も掲載していますのでご注意ください。

※3 別添1及び2に記載のある施設、事業所等における職種・業務以外に、埼玉県内の当該施設の長の業務に従事した場合も、返還猶予、又は返還免除申請ができます。

※4 本一覧表は、見やすくするために便宜上一覧表にまとめたものになります。本一覧表に記載がないものは、※1に記載のある通知によるものとします。

作成:平成21年6月21日  
改正:平成23年2月7日  
改正:平成23年11月21日  
改正:平成24年6月15日  
改正:平成26年6月6日  
改正:平成27年6月26日

コード	対象施設・事業種類	返還猶予・返還免除の対象となる職種
1-1(1)	保健所	精神障害者に関する相談援助業務を行っている専任の精神保健福祉相談員 精神保健福祉士 精神科ソーシャルワーカー
1-1(2)	児童相談所	児童福祉司 受付相談員 相談員 電話相談員 児童心理司 児童指導員
1-1(3)	母子生活支援施設	母子支援員 少年を指導する職員 個別対応職員
1-1(4)	児童養護施設	児童指導員 個別対応職員 家庭支援専門相談員 職業指導員 里親支援専門相談員
1-1(5)	障害児入所施設 児童発達支援センター	児童指導員 児童発達支援責任者 心理指導担当職員
1-1(6)	情緒障害児短期治療施設	児童指導員 個別対応職員 家庭支援専門相談員
1-1(7)	児童自立支援施設	児童自立支援専門員 児童生活支援員 個別対応職員 家庭支援専門相談員 職業指導員
1-1(8)	児童家庭支援センター	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第88条の3第1項に規定する職員
1-1(9)	障害児通所支援事業を行う施設（児童発達支援センターを除く）	指導員 児童発達支援管理責任者
1-1(10)	障害児相談支援事業を行う施設	相談支援専門員
1-1(11)	病院・診療所	退院後生活環境相談員  次のアからエまでの相談援助業務を行っている専任の職員 ア 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 イ 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助 ウ 患者の社会復帰に係る相談援助 エ 以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動
1-1(12)	身体障害者更生相談所	身体障害者福祉司 心理判定員 職能判定員 ケース・ワーカー
1-1(13)	身体障害者福祉センター	身体障害者に関する相談に応ずる職員
1-1(14)	精神保健福祉センター	精神障害者に関する相談援助業務を行っている専任の精神保健福祉相談員 精神保健福祉士 精神科ソーシャルワーカー
1-1(15)	救護施設 更生施設	生活指導員
1-1(16)	福祉に関する事務所（福祉事務所）	指導監督を行う所員（査察指導員） 身体障害者福祉司 知的障害者福祉司 社会福祉主事（老人福祉指導主事） 現業を行う所員（現業員） 家庭児童福祉の業務に従事する社会福祉主事（家庭児童福祉主事） 家庭児童福祉に関する相談指導業務に従事する職員（専任の家庭相談員） 面接相談員 専任の婦人相談員 専任の母子・父子自立支援員 就労支援事業に従事する就労支援員 被保護者就労支援事業に従事する被保護者就労支援員

コード	対象施設・事業種類	返還猶予・返還免除の対象となる職種
1-1(17)	婦人相談所	相談指導員
		判定員
		専任の婦人相談員
1-1(18)	婦人保護施設	入所者を指導する職員
1-1(19)	知的障害者更生相談所	知的障害者福祉司
		心理判定員
		職能判定員
		ケース・ワーカー
1-1(20)	養護老人ホーム	生活相談員
	特別養護老人ホーム	生活相談員
	軽費老人ホーム	主任生活相談員
		生活相談員
		入所者の生活、身上に関する相談及び助言並びに日常生活の世話をを行う職員
	老人福祉センター	相談・指導を行う職員
	老人短期入所施設	生活相談員
老人デイサービスセンター	生活相談員	
老人介護支援センター（在宅介護支援センター）	相談援助業務を行っている専任の職員	
1-1(21)	母子・父子福祉センター	母子及び父子の相談を行う職員
1-1(22)	介護保険施設	指定介護老人福祉施設
		介護老人保健施設
		指定介護療養型医療施設
		生活相談員 介護支援専門員
1-1(23)	地域包括支援センター	包括的支援事業に係る業務を行う職員
1-1(24)	障害者支援施設	（生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援B型）
		（就労移行支援）
		（生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援B型）
生活支援員 就労支援員 サービス管理責任者		
1-1(25)	地域活動支援センター	（地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準に規定する）指導員
1-1(26)	福祉ホーム	（福祉ホームの設備及び運営に関する基準に規定する） 管理人
1-1(27)	障害福祉サービス事業を行う施設 （療養介護・生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援）	生活支援員
		就労支援員（※就労移行支援）
		サービス管理責任者
1-1(28)	一般相談支援事業を行う施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）	相談支援専門員
1-1(29)	特定相談支援事業（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）	相談支援専門員
1-2(1)	授産施設（生活保護法）	指導員
	宿所提供施設（生活保護法）	
1-2(2)	乳児院	児童指導員
		個別対応職員
		家庭支援専門相談員
		里親支援専門相談員
1-2(3)	有料老人ホーム	生活相談員
1-2(4)	指定特定施設入居者生活介護を行う施設	生活相談員 計画作成担当者
	指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う施設	
	指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う施設	
1-2(5)	身体障害者更生援護施設	生活支援員
	身体障害者福祉工場	指導員
1-2(6)	精神障害者社会復帰施設	精神保健福祉士
		精神障害者社会復帰指導員
		管理人
1-2(7)	知的障害者援護施設	生活支援員
1-2(8)	高齢者総合相談センター	相談援助業務を行っている専任の相談員
1-2(9)	隣保館	相談援助業務を行っている専任の指導職員
1-2(10)	都道府県社会福祉協議会	「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添13（安心生活基盤構築事業実施要領）3(2)(ウ)に規定する専門員
1-2(11)	市（特別区を含む。）町村社会福祉協議会	福祉活動専門員
		その他相談援助業務（主として高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、児童その他の要援護者に対するものに限る。）を行っている専任の職員

コード	対象施設・事業種類	返還猶予・返還免除の対象となる職種
1-2(12)	児童デイサービス事業を行っている施設(障害者自立支援法)	相談援助業務を行っている専任の職員
1-2(13)	医療型児童発達支援センターまたは独立行政法人国立病院機構若しくは国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターの設置する医療機関であって厚生労働大臣が指定するもの。	児童指導員
1-2(14)	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法に規定する施設	相談援助業務を行っている専任の指導員 ケースワーカー
1-2(15)	知的障害者福祉工場	相談援助業務を行っている専任の指導員
1-2(16)	地方更生保護委員会 保護観察所	保護観察官
1-2(17)	更生保護施設	補導主任 補導員
1-2(18)	財団法人労災サポートセンターが委託を受けて運営する労災特別介護施設	相談援助業務を行っている指導員
1-2(19)	心身障害児総合通園センター	相談援助業務を行っている専任の職員
1-2(20)	児童自立生活援助事業を行っている施設(児童福祉法)	相談援助業務を行っている専任の指導員
1-2(21)	子育て短期支援事業を行っている 児童養護施設 母子生活支援施設 乳児院 保育所	相談援助業務を行っている専任の職員
1-2(22)	母子家庭等就業・自立支援センター 一般市等就業・自立支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている専任の相談員
1-2(23)	「児童福祉法」に基づく、「地域子育て支援拠点事業」を行っている施設 「次世代育成支援対策推進事業評価基準」に基づく、「地域子育て支援拠点事業」を行っている施設 「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」に基づく「地域子育て支援拠点事業」を行っている施設	相談援助業務を行っている専任の職員
1-2(24)	利用者支援事業実施要綱に定める利用者支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている専任の職員
1-2(25)	重症心身障害児(者)通園事業を行っている施設	児童指導員
1-2(26)	点字図書館 聴覚障害者情報提供施設	相談援助業務を行っている専任の職員
1-2(27)	改定前障害者総合支援法 共同生活介護を行う施設	相談援助業務を行っている専任の職員
1-2(28)	障害福祉サービス事業 短期入所を行う施設 重度障害者等包括支援を行う施設 共同生活援助を行う施設	相談援助業務を行っている専任の職員
1-2(29)	改正前児童福祉法 知的障害児施設 知的障害児通園施設 盲ろうあ児施設 肢体不自由児施設	児童指導員
1-2(30)	改正前児童福祉法 重症心身障害児児童施設	児童指導員 心理指導を担当する職員
1-2(31)	廃止前の障害者自立支援法に基づく指定相談支援事業を実施する事業所	相談支援専門員
1-2(32)	改定前地域生活支援事業 身体障害者自立支援を行っている施設	相談援助業務を行っている専任の職員
1-2(33)	地域生活支援事業 日中一時支援事業を行っている施設 障害者相談支援事業を行っている施設 障害児等療育支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている専任の職員
1-2(34)	精神障害者地域移行支援特別対策事業を行っている施設	地域体制整備コーディネーター 地域移行推進員
1-2(35)	精神障害者地域移行・地域密着支援事業を行っている施設	地域体制整備コーディネーター 地域移行推進員
1-2(36)	精神障害者アウトリーチ推進事業を行っている施設	相談援助業務を行っている専任の職員(医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く)
1-2(37)	アウトリーチ事業を行っている施設(地域移行・地域生活支援事業実施要綱)	相談援助業務を行っている専任の職員(医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く)

コード	対象施設・事業種類	返還猶予・返還免除の対象となる職種
1-2(38)	指定居宅サービス(通所介護)を行う施設	生活相談員
	基準該当居宅サービス(通所介護)を行う施設	
	指定介護予防サービス(指定介護予防通所介護)を行う施設	
	基準該当介護予防サービス(介護予防通所介護)を行う施設	
	指定短期入所生活介護を行う施設	
	基準該当居宅サービスに該当する短期入所生活介護を行う施設	
	指定介護予防短期入所生活介護を行う施設	
	基準該当介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護を行う施設	
	第一号通所事業を行う施設	
1-2(39)	指定通所リハビリテーションを行う施設	支援相談員
	指定介護予防通所リハビリテーションを行う施設	
	指定短期入所療養介護を行う施設	
	指定介護予防短期入所療養介護を行う施設	
1-2(40)	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う施設	オペレーター
1-2(41)	指定夜間対応型訪問介護を行う施設	オペレーションセンター従業者
1-2(42)	指定認知症対応型通所介護を行う施設	生活相談員
	指定介護予防認知症対応型通所介護を行う施設	
1-2(43)	指定小規模多機能型居宅介護を行う施設	介護支援専門員
	指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行う施設	
	指定認知症対応型共同生活介護を行う施設	
	指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行う施設	
	指定複合型サービス	
1-2(44)	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う施設	生活相談員
		介護支援専門員
1-2(45)	居宅介護支援事業を行っている事業所	介護支援専門員
1-2(46)	介護予防支援事業を行っている事業所	担当職員
	第一号介護予防支援事業を行っている事業所	
1-2(47)	「生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)運営事業」を行っている生活支援ハウス	生活援助員
1-2(48)	「高齢者の安心な住まいの確保に資する事業」を行っている高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)、多くの高齢者が居住する集合住宅等	相談援助業務を行っている生活援助員
1-2(49)	サービス付き高齢者向け住宅(高齢者の居住の安定確保に関する法律)	相談援助業務を行っている専任の職員
1-2(50)	地域福祉センター	相談援助業務を行っている専任の職員
1-2(51)	「自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領」に規定する就労支援事業を行っている事業所	就労支援員
1-2(52)	「ひきこもり対策推進事業実施要領」に基づくひきこもり地域支援センター	ひきこもり支援コーディネーター
1-2(53)	「地域生活定着促進事業実施要領」に基づく地域生活定着支援センター	相談援助業務を行っている専任の職員
1-2(54)	「社会的包摂・「絆」再生事業実施要領」に基づくホームレス総合相談推進業務を行っている事業所	相談援助業務を行っている専任の相談員
1-2(55)	「社会的包摂・「絆」再生事業実施要領」に基づくホームレス自立支援センター	生活相談指導員
1-2(56)	「社会的包摂・「絆」再生事業実施要領」及び「地域コミュニティ活動を活用した被災者生活支援事業実施要領」に基づき、東日本大震災の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	相談援助業務を行っている専任の職員
1-2(57)	「自立相談支援モデル事業運営要領」に基づく自立相談支援機関	主任相談支援員、 相談支援員、 就労支援員、 家計相談支援員
	「家計相談支援モデル事業運営要領」に規定する家計相談支援モデル事業を行っている事業所	
1-2(58)	生活困窮者自立支援法 自立相談支援事業を行っている自立相談支援機関	主任相談支援員、 相談支援員、 就労支援員、 家計相談支援員
	家計相談支援事業を行っている事業所	
1-2(59)	生活保護法に規定する被保護者就労支援事業を行っている事業所	被保護者就労支援員
1-2(60)	発達障害者支援センター	相談支援を担当する職員
		就労支援を担当する職員

コード	対象施設・事業種類	返還猶予・返還免除の対象となる職種
1-2(61)	広域障害者職業センター(障害者の雇用の促進等に関する法律)	障害者職業カウンセラー
1-2(62)	地域障害者職業センター(障害者の雇用の促進等に関する法律)	障害者職業カウンセラー 職場適応援助者
1-2(63)	障害者雇用納付金制度に基づく第1号職場適応援助者助成金受給資格認定法人	第1号職場適応援助者養成研修を修了した専任の職員であつて、ジョブコーチ支援を行っている者
1-2(64)	障害者雇用支援センター(障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律)	障害者の雇用の促進等に関する法律第28条第1号、第2号及び第7号に規定する業務を行う職員
1-2(65)	雇用保険二事業助成金制度に基づく訪問型職場適応援助促進助成金受給資格認定法人	訪問型職場適応援助者養成研修を修了した専任の職員であつて、ジョブコーチ支援を行っている者
1-2(66)	障害者就業・生活支援センター(障害者の雇用の促進等に関する法律)	主任就業支援担当者 就業支援担当者 生活支援担当職員
1-2(67)	「スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領」に基づく教育機関	スクールソーシャルワーカー
1-2(68)	上記に定める以外の施設で福祉に関する相談援助を行う施設として厚生労働大臣が個別に認めた施設	福祉に関する相談援助業務を行なっている専任の相談員

コード	返還猶予・返還免除の対象となる施設・事業	返還猶予・返還免除の対象となる職種
2-1(1)	障害児通所支援事業を行う施設	入所者の保護に直接従事する職員 (児童福祉法第21条の6の委託(肢体不自由のある児童又は重症心身障害児に係るものに限る。))又は第27条第2項の委託を受けた施設の保育士及び看護補助者を含む)
	児童発達支援センター	
	障害児入所施設	
	知的障害児施設	
	知的障害児通園施設	
	盲ろうあ児施設	
	肢体不自由児施設	
2-1(2)	重症心身障害児施設	従業者のうち、その主たる業務が介護等である者
	身体障害者更生援護施設 (身体障害者更生施設・身体障害者療護施設・身体障害者授産施設)	
	身体障害者福祉工場	
	地域活動支援センター	
	障害者支援施設	
	精神障害者社会復帰施設(精神障害者生活訓練施設・精神障害者授産施設・精神障害者福祉工場)	
	知的障害者援護施設(知的障害者更生施設・知的障害者授産施設・知的障害者通勤寮)	
	知的障害者福祉工場	
	福祉ホーム	
	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設	
2-1(3)	隣保館デイサービス事業を行っている隣保館	介護職員
	救護施設 更生施設	
2-1(4)	老人デイサービスセンター	介護職員
	老人短期入所施設 特別養護老人ホーム	
2-1(5)	障害者福祉サービス事業のうち共同生活介護を行う事業所	従業者のうち、その主たる業務が介護等である者
2-1(6)	居宅介護を行う事業所	従業者のうち、その主たる業務が介護等である者
	重度訪問介護を行う事業所	
	同行援護を行う事業所	
	行動援護を行う事業所	
	生活介護を行う事業所	
	短期入所を行う事業所	
	自立訓練を行う事業所	
	就労移行支援を行う事業所	
	就労継続支援を行う事業所	
	重度障害者等包括支援を行う事業所	
共同生活援助を行う事業所		
療養介護を行う事業所		
2-1(7)	児童デイサービスを行っている事業所	従業者のうち、その主たる業務が介護等である者
2-1(8)	指定訪問介護	訪問介護員等
	指定介護予防訪問介護	
2-1(9)	指定通所介護を行う施設	介護職員
	指定介護予防通所介護を行う施設	
	指定短期入所生活介護を行う施設	
	指定介護予防短期入所生活介護を行う施設	
	第一号通所事業を行う施設	
2-1(10)	指定訪問入浴介護	介護職員
	指定介護予防訪問入浴介護	
2-1(11)	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護	訪問介護員等
2-1(12)	指定夜間対応型訪問介護	訪問介護員
2-1(13)	指定認知症対応型通所介護を行う施設	介護職員
	指定介護予防認知症対応型通所介護を行う施設	
2-1(14)	指定小規模多機能型居宅介護	介護従業者
	指定介護予防小規模多機能型居宅介護	
2-1(15)	指定認知症対応型共同生活介護	介護従業者
	指定介護予防認知症対応型共同生活介護	
2-1(16)	指定複合型サービス	介護従事者
2-1(17)	指定通所リハビリテーションを行う施設	介護職員
	指定介護予防通所リハビリテーションを行う施設	
	指定短期入所療養介護を行う施設	
	指定介護予防短期入所療養介護を行う施設	
2-1(18)	指定特定施設入居者生活介護を行う施設	介護職員
	指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う施設 指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う施設	

コード	返還猶予・返還免除の対象となる施設・事業	返還猶予・返還免除の対象となる職種
2-1(19)	養護老人ホーム	入所者のうちに身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者を含むものの職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者
	軽費老人ホーム	
	有料老人ホーム	
	介護老人保健施設	
2-1(20)	サービス付き高齢者向け住宅(高齢者の居住の安定確保に関する法律)	職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者
2-1(21)	指定介護療養型医療施設(療養病床等により構成される病棟又は診療所)	介護職員等その主たる業務が介護等の業務である者
2-1(22)	都道府県知事に対し、「老人病棟老人入院基本料(1～4)」、「老人性認知症疾患療養病棟入院料」、「診療所老人医療管理料」の届出を行った病棟等	看護の補助の業務に従事する者であって、その主たる業務が介護等の業務である者
2-1(23)	病院、診療所	看護の補助の業務に従事する者のうち、その主たる業務が介護等の業務である者(※1)
2-1(24)	ハンセン病療養所	介護員等その主たる業務が介護等の業務である者(※1)
2-1(25)	個人の家庭において就業する職業安定法施行規則に規定する家政婦	家政婦のうち、その主たる業務が介護等の業務である者
2-1(26)	労災特別介護施設	介護職員
2-1(27)	重症心身障害児(者)通園事業を行っている施設	入所者の保護に直接従事する職員(施設長、医師、看護師、児童指導員及び理学療法、作業療法、言語療法等担当職員を除く)
2-1(28)	在宅重度障害者通所援護事業を行っている施設	主たる業務が介護等の業務である者
2-1(29)	知的障害者通所援護事業を行っている施設	主たる業務が介護等の業務である者
2-1(30)	「地域生活支援事業実施要綱」に基づく身体障害者自立支援事業を行っている施設	主たる業務が介護等の業務である者
	「地域生活支援事業実施要綱」に基づく生活サポート事業を行っている施設	
2-1(31)	「地域生活支援事業実施要綱」に基づく移動支援事業を行っている施設	主たる業務が介護等の業務である者
	「地域生活支援事業実施要綱」に基づく日中一時支援事業を行っている施設	
	「地域生活支援事業実施要綱」に基づく訪問入浴サービス事業	介護職員
2-1(32)	改正前「地域生活支援事業実施要綱」に基づく経過的デイサービス事業	職員のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの
	「地域福祉センター設置運営要綱」に基づく地域福祉センター	
2-1(33)	原子爆弾被爆者養護ホーム	介護職員
2-1(34)	原子爆弾被爆者デイサービス事業を行っている施設	介護職員
	原子爆弾被爆者ショートステイ事業を行っている施設	
2-1(35)	原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業	原爆被爆者家庭奉仕員
2-1(36)	法令または国が定める通知に基づかず、地方公共団体が定める条例・実施要綱等に基づいて行われる事業(学校を除く)	主たる業務が介護等の業務である者(※2・3)
	介護保険法の基準該当居宅サービス・基準該当介護予防サービスを行う事業	
	障害者総合支援法の基準該当障害福祉サービスを行う事業	
	<b>以下の各サービスに準ずる事業</b> 非営利法人が実施する介護保険法の指定居宅サービス、基準該当居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス、基準該当介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス、第一号訪問事業、第一号通所事業 非営利法人が実施する事業であって、障害福祉サービス事業に準ずるもの	

※1 No.2-1(21)～2-1(24)は、空床時のベッドメイキングや検体の運搬など間接的な業務のみに従事する方は、返還猶予・返還免除の対象とはなりません。

※2 No.2-1(36)において、介護保険・障害者総合支援法の基準該当以外の各事業には、返還猶予・返還免除の算定期間の対象となる条件があり、返還猶予・返還免除の申請の際には、下記別表の内容が記載されている書類(地方公共団体が定める条例、実施要綱・定款等)の提出が必要です。

※3 No.2-1(36)において、社会福祉法人・特定非営利活動法人等の非営利法人の場合は、介護保険法の基準該当居宅・介護予防の各サービス、又は障害者総合支援法の基準該当サービスを実施している場合であって、当該サービスの指定又は認定を受けている、又は受けることが確実な場合であって、以前から同等の事業を継続的に実施しているときは、その事業に従事した期間を返還猶予・返還免除の申請できる期間の対象となります(営利法人の場合は対象とはなりません)。

#### 別表(以下の内容の全てが明記されていることが必要)

事業当該事業の対象者について	対象者が「高齢者」「障害児・者」であり、それが明記されている。
事業の目的について	上記の方に対して、『身体介護』等の業務を行うことが明記されている。
職種・業務内容について	業務分掌上「介護職員」等として配置され、その主たる業務が介護等の業務である。